

令和8年第4回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和8年4月24日（金） 開 会：14時00分 閉 会：14時18分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所2階 共用会議室 G

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦  
委 員 松 田 福 美  
委 員 吉 本 妙 子  
委 員 片 山 研 治  
委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 小 川 亮  
教 育 部 次 長 有 福 美 紀  
教 育 政 策 課 長 //  
生 涯 学 習 課 長 神 杉 朋 史  
人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二  
学 校 教 育 課 長 西 村 隆 一  
学 校 給 食 課 長 河 村 武 志  
中 央 図 書 館 長 有 間 博 司  
新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 仁 紀  
鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 俊 彦

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 長 栄 真 理  
教 育 政 策 課 田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第3号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第4号 学校医の委嘱について
4	報告第5号 学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

7 委員会協議会

(1) 周南市地域学校協働活動推進員の委嘱について・・・(生涯学習課)

※資料 当日配布

(2) 周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について・・・(生涯学習課)

※資料 当日配布

(3) 周南市青少年育成センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について・・・(生涯学習課)

※資料 当日配付

(4) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

■ 教育長

ただ今から「令和8年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

はじめに、日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、片山委員と吉本委員をお願いいたします。

2	教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------

■ 教育長

それでは、日程第2、報告第3号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題といたします。この件につきましては教育政策課から説明をお願いいたします。

■ 教育政策課長

それでは、議案書1ページから3ページになります。報告第3号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」、ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、「課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関する事」につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。

2ページをお願いいたします。教育委員会の権限に係る、令和8年3月31日付け及び4月1日付けの人事異動でございます。個別に申し上げますと、部長級が2名、うち異動に伴う解任が1名、部次長級が1名、課長級が3名、うち異動に伴う解任が1名、課長補佐級が9名、うち異動に伴う解任が3名、幼稚園長が3名、うち異動に伴う解任が1名、教育委員会事務局総合出張所長が4名、うち異動に伴う解任が1名、退職が1名、教育委員会事務局総合出張所次長が2名、うち異動に伴う解任が1名。続きまして3ページをお願いします。教育委員会事務局出張所長が12名、うち異動に伴う解任が6名、指導主事が10名、うち異動に伴う解任が4名、社会教育主事が2名、うち異動に伴う解任が1名、となっております。

なお、この度の人事異動の中に、定年延長に伴う、いわゆる役職定年制に該当する職員が含まれております。

以上で、報告を終わります。

■ 教育長

はい、ありがとうございます。

それではこの件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 岡寺委員

役職定年制というのを伺ったので、それがどなたかというよりは制度の説明をお願いしてよろしいでしょうか。

■ 教育長

役職定年の制度の説明ですね。お願いします。

■ 教育政策課長

60歳を迎える職員については通常定年は65歳までですけれども、60歳を迎えると役職を降げる、いわゆる役職定年という制度がございまして、それに該当する職員が1名いるということでございます。

■ 岡寺委員

給料が安くなるのかそういうことですか。

■ 教育部長

補足しますと、定年延長制度がはじまりまして、年ごとに1歳ずつ65歳になる年まで定年の年齢を引き上げていきまして、2年に1回、1歳引き上げられます。役職定年を迎えた方につきましては、その役職定年前の給与の7割の給与になると聞いております。

■ 岡寺委員

これは、仕事の内容は変わらないということですか。

■ 教育部長

役職定年すると、職務は係長級以上の方につきましては係長級の職という形で、係長ではありませんが、職員の指導ですとか、そういった経験をお持ちですので、そういったことにあたっていただきます。

■ 岡寺委員

学校に行って話したりすると、事情がよくわからないまま給料が安くなって、と言われていましたので。よくわかりました。ありがとうございました。

■ 教育長

他はよろしいですか。

それでは、報告第3号を承認いたします。

続きまして、日程第3、報告第4号「学校医の委嘱について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

■ 学校教育課長

議案書の4ページから11ページをお願いします。

報告第4号、学校医の委嘱についてご報告いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。学校医の委嘱につきましては、委嘱期間が1年間で、本年度の配置につきましては5ページから11ページにお示ししているとおりでございます。学校歯科医、学校薬剤師につきましては、委嘱期間は3

年となっており、令和6年4月から令和9年3月末までの期間について、委嘱をしているところ  
です。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

■ 片山委員

この各担当医の方の紹介はあるかなと思うんですけど、これは医師会とか、そういうところ  
からの紹介で担当医をお願いするのでしょうか。

■ 学校教育課長

はい。医師会それから歯科医師会、薬剤師会の方から紹介をいただいて委嘱しています。

■ 片山委員

はい。わかりました。

■ 教育長

他にありますでしょうか。

■ 吉本委員

内科医、耳鼻科医、眼科医とあるのですが、これ以外に例えば、メンタル的なところで専門  
の医師の方が携わるということはないのでしょうか。

■ 学校教育課長

メンタル的なものというところでの学校医というような形では入っておりません。

■ 吉本委員

それは、スクールソーシャルワーカーの方とかソーシャルワーカーの方を通じて、個別に対  
応していくという、そのようなとらえ方でよいでしょうか。

■ 学校教育課長

スクールカウンセラーのカウンセリング等を通じて、必要があればそのような病院等を紹介  
する形になろうかと思えます。

■ 吉本委員

必要があればというのは、そういう方を通じて必要と感じた時に紹介していただくのでしょ  
うか。

■ 学校教育課長

そうですね。ぜひ病院にかかられたらどうでしょうかというような助言をいただいたりして  
おります。

■ 吉本委員

はい。わかりました。

■ 教育長

よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

■ 松田委員

今の件と連動するのですが、学校保健安全法で、この学校医さん、それから歯科医師さんの役目が決まっているというか、指定されている中に健康診断に関わることと、それから学校の安全関係に関わるところに対応していただくということにはなっているのですが、実は私も吉本委員を同じようなことを考えました。

というも、学校の中で困っているこどもたち、それから日頃の様子から専門医にかかるほどではないんだけど、早めに相談機関に対応していただいた方がいいこどももいると思います。

そのようなこどもたちを、先ほどのスクールソーシャルワーカーさんがつなぐだけではなく、特に学校医の先生方は、健康診断も含め、こどもたちの様子を見てくださるし、学校保健委員会にもよく参加していただいているので、学校医の先生方からつないでいただくことはできないかなと感じました。

もちろん法の縛りがありますし、お医者さんも、それぞれご自身の業務があつての上でのこの業務なので、さらにそれにやる事が増えるのかということも課題とは思いますが。

今の学校を総合的にとらえていく上で、こういった子がいるのですがどうしたらいいですか、という相談をする場面も作っていただけるといいかなと思います。

というのが1つ、様々なこどもたちがいる中で、早く対応していくことによって、その後の展開がスムーズに行く場合もあると思うので、そういう場面を設定することができたらいいと思いました。

もちろんここだけの話ではなく医師会等の事情もあると思います。

また、再任の先生方が多いのですが、遠くに行っていただく薬剤師さんもおられますので、大変ご苦労かけますが、ありがたいと思います。

特に今の市役所の近くの方から、三丘小の方に行っていただく薬剤師さんもおられたり、毎回の点検等もありますので、非常にご協力いただいていることには感謝したいと思います。

■ 教育長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

■ 岡寺委員

全て再任だということで、配置数と実数をわけて書かれていますが、これは要するに併任されてるということで良いのでしょうか。

年々どうなっているのか気になるところです。先生方が少なくなっているのか、負担が大きすぎるのかわかりませんが。

先生方の中でなり手がいないのか、それとも何か他の理由があるのか、今課題にされていることはあるのでしょうか。

■ 学校教育課長

課題は把握していません。

■ 岡寺委員

課題がなければいいのですが、業務といえば健康診断くらいしかイメージがわからないのですが、そのくらいでしょうか。

■ 教育長

児童生徒の健康診断、教職員の健康管理と健康診断、それから就学時検診に関わっていただいております。

■ 岡寺委員

それなりにコストがかかりますね。

■ 教育長

はい。

また、インフルエンザとか、コロナだとか、流行している時に、学級、学年閉鎖等についての相談をさせていただいて、学校で判断するようになっております。

それ以外にも個別に必要なことがあれば、気がかりなことでも相談できますし、先ほど松田委員が言われた学校保健委員会という、保健に関する委員会を開いた時に来ていただいて、その学校の現状を分析して、ご講義をいただくということもよくあります。

■ 岡寺委員

ありがとうございます。

■ 教育長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告第4号を承認いたします。

続きまして、日程第4、報告第5号「学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

■ 学校教育課長

議案書の12ページから14ページをお願いします。

報告第5号、学校薬剤師の解嘱及び委嘱についてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。学校歯科医につきましては、1校の配置変更がございましたので、解嘱及び委嘱を行いました。なお、委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

学校薬剤師につきましては、7校の配置変更がございましたので、解嘱及び委嘱を行いました。なお、委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

■ 教育長

それでは、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、報告第5号を承認いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますでしょうか。

では、これをもちまして令和8年第4回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 \_\_\_\_\_

吉 本 妙 子 委 員 \_\_\_\_\_